

## 公立大学法人青森公立大学授業料等規程

平成21年4月1日

規程第4号

|         |       |     |
|---------|-------|-----|
| 令和元年    | 9月規程第 | 32号 |
| 令和元年12月 | 規程第   | 33号 |
| 令和2年    | 3月規程第 | 24号 |
| 令和2年    | 5月規程第 | 26号 |
| 令和3年    | 3月規程第 | 4号  |
| 令和4年    | 3月規程第 | 10号 |
| 令和5年    | 3月規程第 | 4号  |

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「大学」という。）の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料並びに研修料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 大学において徴収する入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、青森公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に在学する者のうち、大学の定めるところにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、当該履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 大学において徴収する研修料（他の大学その他の機関から研修のため大学に派遣される者（以下「研修員」という。）に係る研修に要する経費をいう。以下同じ。）の額は、月額16,250円とする。

(入学検定料の徴収)

第3条 入学検定料は、入学願書提出の際に徴収するものとする。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了する見込みの者で、引き続き本学大学院の博士後期課程への進学を志願するものに係る入学検定料は、徴収しない。

(入学料の徴収)

第4条 入学料は、入学の手続を行うときに徴収するものとする。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程に進学する者に係る入学料は、徴収しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付型奨学金を申請している者は、理事長が別に定める期間に徴収するも

のとする。

(授業料の徴収)

第5条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、機構の給付型奨学金を申請している者は、理事長が別に定める期間に徴収するものとする。

(科目等履修生等に係る授業料の徴収)

第6条 科目等履修生、特別科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生に係る授業料は、科目等履修生、特別科目等履修生、特別聴講学生又は研究生として許可された日から10日以内に徴収するものとする。

(長期履修学生に係る授業料の徴収方法の特例)

第7条 長期履修学生が長期履修期間の短縮を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて第2条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該学生が長期履修学生として履修を開始した学年から起算して在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を乗じて得た額から当該学生が長期履修学生として履修を開始した学年から起算して在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を乗じて得た額から当該学生が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(学位論文審査手数料の徴収)

第8条 学位論文審査手数料は、博士学位論文の審査の申請の際に徴収するものとする。ただし、本学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得する見込みの者又は所定の単位を修得して退学し、その日から1年を経過しない者については、学位論文審査手数料は、徴収しない。

(復学等における授業料の額)

第9条 前期又は後期の中途において復学、転入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(休学等の場合における授業料の額)

第10条 前期又は後期中途において休学、退学又は転学した者から徴収する当該期分の授業料の額は、その全額とする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は、徴収しない。  
(研修料の徴収)

第11条 研修料は、研修を行う月の初日から10日以内に徴収するものとする。ただし、研修員からの申出によりあらかじめ3月分を徴収することができる。

(授業料等の減免等)

第12条 理事長は、機構の給付型奨学金採用者については、入学料及び授業料の全部又は一部の免除を許可することができる。

2 理事長は、機構の給付型奨学金採用者以外で、天災、その他不慮の災害又は疾病等による場合や、家計急変が生じた者については、授業料の分割納入を許可することができる。

(入学検定料、入学料及び授業料の不還付)

第13条 既納の入学検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、機構の給付型奨学金採用者については、既納の入学料及び授業料を還付することがある。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(東日本大震災の被災者に係る授業料等の減免の特例)

2 平成23年度入学者に係る入学料及び授業料又は平成23年度に納付すべき授業料を負担する者が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）において被災したことにより当該入学料又は授業料の納入が困難と認められる場合における当該入学料及び授業料に係る第12条の規定の適用については、同条中「授業料に」とあるのは「入学料及び授業料に」と、「分割納入」とあるのは「徴収の猶予又は分割納入」とする。

(入学料の還付の特例)

3 第13条の規定にかかわらず、前項の規定により入学料の免除が許可された者については、既納の入学料を還付するものとする。

(高等教育修学支援新制度制定による給付型奨学金の予約採用を申請している者の特例)

- 4 2020年度のAO選抜合格者及び推薦入試合格者、一般選抜（前期日程）合格者に係る入学料について、日本学生支援機構の給付型奨学金に申請している場合における第4条前段の適用については、「入学の手続を行うときに徴収するものとする。」とあるのは「理事長が別に定める期間に納付するものとする。」とする。

（入学料の還付の特例）

- 5 第13条の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金採用者については、理事長が特に認めた場合に既納の入学料を還付することがある。

（授業料の徴収の特例）

- 6 第5条第2項の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている者は、理事長が別に定める期日に納入するものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る授業料の徴収猶予又は分割納入の特例）

- 7 2023年度に納付すべき授業料を負担する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料の納入が困難と認められる場合については、第12条の規定にかかわらず、理事長は、授業料の徴収猶予又は分割納入を許可することができる。

附 則（平成23年規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成23年7月19日から施行する。  
2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学授業料等規程の規程は、平成23年度入学生に係る入学金及び授業料又は平成23年度に納付すべき授業料について適用する。

附 則（令和元年規程第32号）

（施行期日等）

この規程は、令和元年9月12日から施行し、令和2年度に入学する学生から適用する。

附 則（令和元年規程第33号）

（施行期日）

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第26号）

（施行期日）

この規程は、令和2年5月1日から施行する

附 則（令和3年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する

附 則（令和4年規程第10号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する

附 則（令和5年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する

別表第1（第2条関係）

| 区 分    |     | 入 学<br>検定料 | 入 学 料                                           | 授 業 料         |
|--------|-----|------------|-------------------------------------------------|---------------|
| 学生     | 学 部 | 17,000 円   | (1) 156,600 円<br>(2) 219,200 円<br>(3) 313,200 円 | 年額 535,800 円  |
|        | 大学院 | 30,000 円   | (1) 156,600 円<br>(2) 219,200 円<br>(3) 313,200 円 | 年額 535,800 円  |
| 科目等履修生 |     | 9,800 円    | 28,200 円                                        | 1 単位 14,800 円 |
| 特別聴講学生 |     | —          | —                                               | 1 単位 14,800 円 |
| 聴 講 生  |     | —          | —                                               | 1 単位 7,100 円  |
| 研 究 生  |     | 9,800 円    | 84,600 円                                        | 月額 29,700 円   |

備考1 学生の項の入学料の欄の（1）は、次の各号のいずれかに該当する者に適用する。

- （1） 入学の年の3月1日現在（大学院において10月に入学する者にあつては、9月1日現在。以下同じ。）において、引き続き1年以上青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村（以下「青森市等」という。）に住所を有している者
- （2） 入学の年の3月1日現在において、配偶者又は一親等の親族が引き続き1年以上青森市等に住所を有している者
- （3） 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者

- 2 学生の項の入学料の欄の（２）は、次の各号のいずれかに該当する者に適用する。
- （１） 入学の年の３月１日現在において、引き続き１年以上青森市等を除く青森県内に住所を有している者
  - （２） 入学の年の３月１日現在において、配偶者又は一親等の親族が引き続き１年以上青森市等を除く青森県内に住所を有している者
  - （３） 理事長が前２号に掲げる者に準ずると認める者
- 3 学生の項の入学料の欄の（３）は、（１）及び（２）の適用のない者に適用する。

別表第２（第２条関係）

|           |     |          |
|-----------|-----|----------|
| 学位論文審査手数料 | 1 件 | 57,000 円 |
|-----------|-----|----------|